

親族である労働者の労働者性にかかる申立書

令和 年 月 日に、当社が申請しました業務改善助成金について下記のとおり申し立てます。

1. 労働者 について
当社の代表者と労働者 は、
（ 同居の親族 ・ 別居の親族 ） ※どちらかに○をつけてください
です。
2. 労働者 と、代表者は
（ 同一生計 ・ 生計は別 ） ※どちらかに○をつけてください
です。
3. 参考（※）の通り、同居の親族は原則として労働基準法の労働者に該当しないことを理解しました。
4. 上記 3 を踏まえ、次のとおり申し立てます。
 - ① 労働者 は業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っています。
 - ② 労働者 の就労の実態は以下のとおり、親族以外の一般労働者と同様です。
 - ③ 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び賃金の決定計算及び支払いの方法、賃金の〆切及び支払いの時期について、就業規則等により、その管理は他の労働者と同様に行っています。（具体的には、親族であっても親族以外の労働者と同様に、勤務時間中に私用を行うことを禁じられており、洗濯物の取り込み、簡易な調理を含めた家事、あるいは家族の送迎等私用を行うことは一切ありません）
 - ④ 労働者 について、労働基準法や安全衛生法上の措置義務が生じることを理解し、法令違反があった場合は、事業主がその責任を負うことを理解しています。
5. 上記 4 のとおり、労働者 は、同居の親族ですが、労働基準法の労働者に該当するため、業務改善助成金の賃上げ対象者となることに間違いはありません。
6. この書面の記載内容と労働者 の勤務実態に相違があった場合は、不正受給となる旨を理解して記載しておりますので、相違があった場合は、返還請求及び企業名公表に応じることに同意します。

令和 年 月 日

事業場名

代表者名

印

（※）参考：同居の親族の労働者性に関する行政通達

労働基準法（抜粋）

第 116 条（1 項略）

2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

〈同居の親族〉

同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則として労働基準法上の労働者には該当しないが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の（１）及び（２）の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立した労働関係が成立しているとみられるので、労働基準法上の労働者として取り扱うものとする。

（１）業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。

（２）就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、（１）始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び（２）賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

（昭 54・4・2 基発第 153 号）